

沖縄県医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業実施要領

平成30年9月4日制定
沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

第1 目的

沖縄県医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業（以下「本事業」という。）は、医療的ケアが必要な障害児が増加していることに鑑み、医療的ケア児等とその介護を行う家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、支援体制の整備を促進することを目的とする。

第2 通則

- 1 本事業の補助金は、予算の範囲内で交付する。
- 2 本要領は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年2月16日保健医療部制定。以下「交付要綱」という。）に基づく事務の取扱に必要な事項を定めるものとする。
- 3 交付要綱及び本要領に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるところによる。
- 4 他の補助事業等により補助対象となるものは、本事業の補助対象外とする。

第3 基準額

交付要綱別表のうち、「医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業」の項中「2 基準額」の欄に定める「知事が必要と認めた額」は、1事業者当たり160万円とする。

第4 対象経費

交付要綱別表のうち、「医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業」の項中「3 対象経費」の欄に定める「医療的ケア児等」、「必要な医療機器等」及び「購入に要する経費」の範囲は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 「医療的ケア児等」は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 医療的ケア児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に規定する人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児
 - (2) 重症心身障害児 児童福祉法第7条第2項に規定する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童
- 2 「必要な医療機器等」は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療機器 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項の医療機器のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の別表第1に規定する機械器具
 - (2) その他備品 医療的ケア児等が、事業者（第6に定める病院、診療所及び指定障害者支援施設等をいう。）において、日常生活を営むため必要と認められる備品（1品目当たりの価格が3万円を超えるものに限る）
 - (3) 附属品 前記(1)又は(2)の購入に付随し、これらの機器等を通常稼働させるため必要不可欠と認められる消耗品等
- 3 「購入に要する経費」は、次の(1)及び(2)の合計額から、(3)を控除した額とする。
- (1) 購入費 医療機器、その他備品及びこれらの附属品の購入に要する経費
 - (2) 設置費 医療機器及びその他備品の設置に要する経費
 - (3) 寄付金その他の収入額 購入に当たり充当した寄付金その他の収入額

第5 交付決定額等

- 1 交付決定額は、前記第3に定める基準額と、第4の3で算定した「購入に要する経費」とを比較して、少ない方の額に補助率4分の3を乗じて得た額（この場合において、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 交付決定を受けた者は、医療機器等の実際の購入額が交付決定額を下回る額となった場合、直ちに実際の購入額に基づいて変更交付申請を行わなければならない。

第6 事業者

交付要綱別表のうち、「医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業」の項中「5事業者」の欄に定める「病院、診療所及び指定障害者支援施設等」は、次に定めるものとする。

- 1 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第1項の指定を受け、同法第5条第8項の短期入所を実施するもの
- 2 診療所 医療法第1条の5第2項の診療所であって、障害者総合支援法第36条第1項の指定を受け、同法第5条第8項の短期入所を実施するもの

3 指定障害者支援施設等

- (1) 福祉型短期入所事業所 障害者総合支援法第36条第1項の指定を受け、同法第5条第8項の短期入所を行う事業所(ただし、前記1の病院及び2の診療所(以下「医療型短期入所事業所」という。)を除く。)
- (2) 障害児通所支援事業所 児童福祉法第21条の5の15第1項の指定を受け、同法第6条の2の2第1項の児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所
- (3) 日中一時支援事業所 地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知)における日中一時支援を実施する事業所
- (4) 保育所 児童福祉法第39条第1項の保育所
- (5) 家庭的保育事業所 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (6) 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (7) 事業所内保育事業所 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (8) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項の幼保連携型認定こども園、及び同法第3条第1項の認定を受けた施設
- (9) 企業主導型保育事業所 企業主導型保育事業費補助金実施要綱第2の1に規定する企業主導型保育事業を行う事業所
- (10) へき地保育所 離島その他の地域において、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を実施することができる市町村が設置する施設

第7 その他

- 1 前記第6の1から3までのいずれかに重複して該当する事業者であっても、前記第3に定める基準額の適用に当たっては、一事業者とみなして取り扱うものとする。
- 2 交付申請の時点で、前記第6の事業者として該当しない者であっても、医療的ケア児等の受け入れ又は受け入れ拡大を実施する日までに、事業者として該当する見込みがある者は、これを証する書面を添えて交付申請を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成30年9月4日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成31年2月4日から施行する。